

中小会社の会計基準について

堂野崎 融*

Consideration of Accounting Standard of Smaller Entities

Dounosaki Tooru*

In this paper, the union of reports concerning the accounting of two or more smaller entities that had been referred up to now was attempted by making the indicator concerning the accounting of the smaller entities. Then, the difference with the report concerning the accounting of the indicator concerning the accounting of the smaller entities and the smaller entities was compared.

Moreover, the problem in coverage has remained though the indicator concerning the accounting of the smaller entities is made public. It proposed this solution for the problem. And, he proposes a new accounting system for smaller entities on the basis of management accounting system.

Key Words (キーワード)

Smaller entities (中小会社), Indicator concerning accounting of smaller entities (中小会社の会計に関する指針), Accounting standard for smaller entities (中小会社会計基準), The applicable entities for accounting and reporting standards (対象となる会社), The realities of smaller entities (中小会社の実態)

はじめに

我が国では、株式会社形態を採っている企業が、約 104 万社ある。これらは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(以下、商法特例法という)において規定される分類方法¹⁾によれば、大・中・小会社に分類することができる。その規定に照らして会社数を見ると、中・小会社が約 103 万社ⁱⁱ⁾となる。つまり、我が国において、株式会社形態を採っている法人企業の 96 %以上が中小会社となる。これは中小会社が日本経済を支えているといえるであろう。

そこで、原則・法律・規則が、中小会社に即しているのかを拙稿ⁱⁱⁱ⁾において、検討してみたところ以下のようなになった。検討対象は、「企業会計原則」、「商法」、「証券取引法」である。

まず「企業会計原則」は、その前文においても明らかなように、大企業を前提とした会計制度の改善統一を指向して作成されたものである。またそれは、公認会計士の監査の際の基準としての性格を持っている。つまり企業会計原則は、株式を公開している大企業を指向していると言える。

次に、商法であるが、商法改正の多くは、商法特例法の小会社に関する規定を除いて、大会社を対象にして行われてきたし、それは、「株式会社らしい株式会社」という用語が使われていることから大会社を前提としていると考えられる。これらの事実は、商法は大会社を指向し、中小会社は有限会社法によって対応されていると考えられよう。その事実を反映して、昭和 56 年において「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点(以下、「大小会社区分立法の問題点」

* 呉大学大学院社会情報研究 (Graduate School of Social Information Science, Kure University)

という)」が公表された。

最後に、証券取引法は、第一条の目的においても明らかなように、投資家保護の目的をもった制度であり、専ら、株式上場会社を対象にした法制にほかならない。

以上のように、現状はいずれの法律、規則、原則を検証しても、主たる対象を大会社としていると思われる。

このように、現行の原則・法律・規則は、株式会社の大多数を占める中小会社に即したものとなつてるとは言いがたい。昨今、金融ビッグバンなどといわれ、全面的な国際会計基準の導入が予定されているが、このことは、中小会社にとって、金銭的にも人間的にも大きな負担となるといえよう。

また、平成 14 年の商法改正により、それまでは、官報及び日刊新聞でのみ、財務諸表の公告が許されていたが、インターネットでの公告も可能となった。これにより、公告におけるコストが飛躍的に低下し、中小会社も公告を行いやすくなった。しかし、これまで、公告を行っていなかった中小会社が多い中で、不況による資金調達の多様化、取引先の拡大の必要性といったことにより、公告を行わざるを得なくなってしまう。しかし、この公告を行うにあたって、大会社を前提として考えられている原則・法律・規則の適用を受けたものを作成するのは難しい。

このようなことを受け、中小会社の会計基準を設定するにあたり、3 つの機関が報告書を公表した。まず、経済産業省中小企業庁が 2002 年 6 月 28 日に中小企業の会計に関する研究会において、「中小企業の会計に関する研究会報告書」（以下、中小企業庁報告書という）が公表された。それを受けて、日本税理士会連合会に付設された「中小会社会計基準研究会」において、2002 年 12 月 16 日に「中小会社会計基準研究報告書」（以下、税理士会報告書という）を、日本公認会計士協会の「会計制度委員会」において、2003 年 6 月 2 日に「会計制度委員会研究報告第 8 号中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（以下、会計士協会報告

書という）を公表した。

これらの報告書は、それぞれオーソライズされてはいないが、中小会社向けの会計基準としての役割を担っていた。しかし、中小会社向けの会計基準が複数存在することは、利用者が混乱をきたすこととなる。また、平成 17 年 6 月 29 日に成立した会社法の中にある「会計参与」が遵守すべき会計指針が必要となった。これにより、3 つの報告書を統合して、一つの中小会社向けの会計基準を作成する必要があるとされ、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の 4 つの機関が主体となり、中小企業庁、法務省、金融庁及び学識経験者の参加を受け、「中小会社の会計」の統合に向けた検討委員会を設置し、「中小企業の会計に関する指針」（以下、単に指針という）を公表した。

これまで挙げた各報告書及び指針、各報告書及び指針の規範ともなったイギリスの「Financial Reporting Standard for Smaller Entities：小規模会社に対する財務報告基準」（以下、FRSSE という）も含めて真に中小会社に即した会計基準であるかを比較検討を行ってみたい。

なお、本論文では、中小会社について次のように定義し用いることにする。中小会社は、商法特例法で言う小会社及び中会社とする。中小企業とは、商法特例法で言う小会社及び中会社に加え、有限会社、合名会社と合資会社を含んだものとする。

1. 各報告書及び指針における総論の検討

中小企業庁報告書、税理士会報告書、会計士協会報告書の総論についてまず検討してみたい。次に、指針は、これらの報告書の問題点がどのように改善されているかを検討する。その後、指針と FRSSE との比較検討を行うこととする。

1.1 中小企業庁報告書の総論

中小企業庁報告書自体は、全体として、「中小企業とその会計を巡る現状と課題」、「中小企業の

会計」,「参考資料」の3つに分かれている。その中で、他の報告書と比較するためにも、「中小企業の会計」の部分を取り上げることとする。

中小企業庁報告書の総論は、目的、対象となる会社、判断の枠組みという項目から成り立っている。それぞれ検討を行ってみたい。

中小企業庁報告書は、「中小企業とその会計を巡る現状と課題」で、中小企業において資金調達
の困難、取引先の多様化、インターネット公告が可能になったことが指摘されている。一方、商法は、計算規定の中で、商法 32 条商業帳簿において、「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と規定されている。そのため、中小企業にも準拠することのできる「公正ナル会計慣行」の必要性を述べている。それを受けて、目的は、「資金調達先の多様化、取引先の拡大を目指す中小企業だが、商法上の計算書類を作成するに際して準拠することが望ましい会計のあり方を明らかにすること」^{iv)}としている。

次に、対象となる会社であるが、これは、大会社と中小会社の区分が、商法の資本金による区分、中小企業基本法の業種・資本金・従業員数での区分と法律によって統一されておらず、一概に中小企業や中小会社といっても、混乱をきたすため、対象となる会社を設定し、混乱を未然に防いでいると考えられる。

この対象となる会社であるが、「商法特例法上で規定される小会社」としている。また、この条件の上にさらに、株式公開を当面目指していないものとしている。また、公開会社、商法特例法上の大会社の子会社は対象外としている。ここまで限定・制限している理由は、公開会社の場合、証券取引法の適用をうけ、それに準拠する必要があること。また、大会社の子会社の場合、連結決算を行うことで、会計監査を受ける必要がある。これは大会社と同じ会計処理を行う必要があるからである。

しかし、この対象となる会社の考え方の部分で、中小企業庁報告書では、中会社及び有限会社の指標となるという言葉を使っていることを

考えると、実際には「商法特例法上の中・小会社、有限会社」を対象となる会社にしたいということになるのではないだろうか。

最後に、判断の枠組みであるが、中小企業庁報告書は次の5つを挙げている。

- (1) 計算書類の利用者、特に債権者、取引先にとって有用な情報を表すこと。
- (2) 経営者にとって理解しやすいものであるとともに、それに基づいて作成される計算書類が自社の経営状況の把握に役立つこと。
- (3) 対象となる会社の過重負担にならないこと（現実に実行可能であること）。
- (4) 現行の実務に配慮したものであること。
- (5) 会計処理の方法について、会社の環境や業態に応じた、選択の幅を有するものであること。簡便な方法で代替可能な場合、その選択が認められること。

判断の枠組みの(1)は、中小会社の場合、株式を公開していない株式会社においては、経営と所有が分離していない。つまり、「経営者=会社所有者」という式が成り立つ。この状況では、資金調達は間接金融が中心となり、重要なのは債権者の保護ということになる。

この債権者の保護において有用な情報を表すことは、資金調達が容易になることにつながると考えられる。

判断の枠組み(2)は、先ほども言ったが、「経営者=会社所有者」という式になっている中小会社は、内部統制組織が確立されていないことが多い。そこで、内部統制を行うにあたっても重要な財務諸表を経営者が理解できないものでは、正確な経営状況の把握できなくなる。そこで、債権者の保護も必要であるが、経営を正常に保つためにも経営者が経営状況及び資産状況を正しく把握できるような財務諸表が必要であるといえるであろう。

判断の枠組み(3)は、以下の(4)、(5)にも共通して言えるが、これまで、法人税の支払いのために決算を行ってきた会社にも公告をしなければならぬ状況になったため、大会社が前提

となっている会計基準では、中小会社の負担となってしまうため、中小会社の実情に即した、会計基準が必要となる。しかし、その会計基準も中小会社の負担となってしまうのでは、作成する意義が失われてしまう。そこで、過重負担にならないことが最重要となるであろう。

判断の枠組み(4)は、特に重要に思われる。なぜならば先ほども言ったが、中小会社は法人税の申告のために、財務諸表を作成してきたところが多い。つまり、もともと法人税法の規定を重要視してきた。そこで、法人税法の考え方に即していないものを作ると、決算の際に二度手間となってしまう。このことは(3)もあるが過重負担になってしまう。そこで法人税法に対応した形が必要である。そうすることで、実態に対応した形になるといえるであろう。

判断の枠組み(5)は、具体的にいえば、退職給与の問題などである。退職給与の規定は、会社によって異なる。その会社によって異なる規定がある退職給与の計算処理をすべて同じに取り扱ったのでは、意味を成さなくなる。そこで、選択の幅が必要となってくる。また、詳細なものだけでなく、負担を軽くするためにも、簡便に行える方法があるのであれば、そちらを選択できるようにしておく必要もあるだろう。

1.2 税理士会報告書の総論

税理士会報告書は、次に示す会計士協会報告書とともに、中小企業庁報告書を基に検討を行って作成されているため、いくつか同じ項目が存在する。このことを踏まえて、税理士会報告書を検討を行う。

税理士会報告書の総論は、目的、対象となる会社の2項目である。それぞれ検討を行ってみたい。

税理士会報告書の目的は、「中小会社の経営実態を明らかにし、かつ、会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要十分な情報開示を行うことを目的とし、商法上の計算書類を作成するに際して準拠すべき事項を

定めること」としている。

中小企業庁報告書を検討した際にも述べたが、経営状況の把握と債権者の保護が中小会社にとって重要であることから、商法上の計算書類を作成するに際して準拠すべき事項が必要であると税理士会報告書も述べている。

対象となる会社は、証券取引法及び商法特例法第2条の適用を受ける会社以外の株式会社としている。また、運用指針によると有限会社、合名会社、合資会社も税理士会報告書と対象としている。このことは実質的に、株式を公開していない株式会社と有限会社、合名会社、合資会社を対象としているといえるであろう。つまり、中小企業を網羅した形としている。これは、税理士が業務対象としている企業のほとんどであり、税理士が経営者を税務指導や会計指導をする際に、準拠することのできる基準を定めようとしていると解釈できるのではないだろうか。

1.3 会計士協会報告書の総論

会計士協会報告書の総論は、目的、中小会社の会計基準を検討する主体、対象となる会社、中小会社の特性の4項目である。それぞれに検討をしてみたい。

会計士協会報告書の目的は、次の4つを挙げている。

- (1) 中小会社の計算書類作成の方法は多種多様な実務が混在しており統一されていないため、中小会社の会計のあり方を明確にする。
- (2) 商法改正により、インターネットを利用した計算書類の公開が可能になり、今後は中小会社で積極的に開示を行う会社が増えると考えられる。
- (3) 不特定多数の人々によって閲覧される計算書類は統一された会計基準に準拠して作成されていないなければならない。
- (4) 中小会社の会計のあり方を検討する動きは、国際的にも検討・注目されている。

目的の(1)、(2)、(3)は、インターネット公告により、現状の中小会社の計算書類作成の方法

が不統一なのは、閲覧者に混乱を与えることとなるため、統一した基準が必要であると述べていると考えられる。

また(4)であるが、諸外国においても、中小会社の会計について検討・実施を行っている国はいくつかある。そのなかで、我が国が、手本としているのがイギリスのFRSSEである。

次に、中小会社の会計基準を検討する主体であるが、これは他の2つの報告書にはない記述であるが、中小会社の会計基準の設定主体は企業会計の基準の設定団体である企業会計基準委員会が行うべきであるとしている。また、会計士協会報告書は、企業会計基準委員会の検討に資するために研究を行っていると明言している。事実、2005年8月に公表されている指針を期に、会計士協会報告書は廃止されている。

対象となる会社は、商法特例法上の中会社・小会社として、対象外として、みなし大会社^{v)}、公開予定の中小会社、公開を予定していないが商法監査に準ずる監査として任意監査を受けている会社、親会社・関係会社が公開会社であり連結の範囲に含まれるため会計監査を求められる中小会社としている。つまり会計監査を受けていない会社に限定している。

会計監査を受けていない会社に限定するのは、会計監査を受ける必要があるということは、株式を公開している、もしくは親会社・関連会社が株式を公開していることによって連結財務諸表を作る必要がある、その場合は、証券取引法の規制を受けるためである。この場合、大会社の基準と同じものの適用をうけるので、別途中小会社の基準に準拠しなくてもよいと判断したからであろう。

中小会社の特性であるが、これは以下の3つを挙げている。

- (1) 株主や債権者等の利害関係者が固定的で、極めて少なく閉鎖的。
- (2) 所有と経営の分離が行われていない。人員や経済的負担能力には限界があり、したがって内部統制組織も整備されていない場

合もある。

- (3) 計算書類は課税所得計算という必要性から、税法基準またはそれに準じて作成されている。

1.4 各報告書の検討

これまで、各報告書の総論を見てきたが、目的に関しては、概ね、統一されていない中小会社の計算書類作成の方法を統一し、資金調達、取引先の拡大、インターネットによる公告等の経営活動を行う際に、必要十分な計算書類を情報公開するために検討しているということと一致している。

しかし、問題は、対象となる会社である。各報告書で一致している対象となる会社は、商法特例法上の小会社だけである。それ以外に、中小企業庁報告書では、考え方の部分において、有限会社、中会社の二つをあげ、対象外として、公開会社、商法特例法上の大会社の子会社としている。税理士会報告書の場合、先ほど挙げた小会社・中会社（正確には、証券取引法及び商法特例法第2条の適用を受ける会社以外の会社）とし、運用指針として、有限会社、合名会社、合資会社も挙げている。会計士協会報告書であるが、商法特例法上の中会社・小会社とし、対象外の中会社として、証券取引法監査を受けている会社や公開予定の会社、任意監査を受けている会社、大会社の子会社としている。各報告書において、この中小会社の会計について検討するにあたっての基本的なスタンスがここに現れているといっても過言ではないであろう。特に、税理士会報告書においては、税理士会報告書の総論を検討した際にも述べたが、税理士が経営者を税務指導や会計指導をする際に、準拠することのできる基準を定めようとしていると考えることができるのではないだろうか。中小企業庁報告書においては、対象となる会社を小会社としながらも、「考え方」において、指標という控えめな用語を使ってはいるが、「有限会社」と「対象外以外の中会社」をも対象となる会社としようとしているのは、中小企業庁としては、中

小企業全体にあまねく適用できるものとしたかったが、合名・合資会社が株式会社の企業形態とは大きく違うため断念せざるえなく、そこで商法の規定を多く準用している有限会社を対象としてあげたのであろう。しかし、有限会社を対象とすることによって、法人企業形態をとっている企業が255万社ある中で、約248万社とそのほとんどをカバーできるようになるので、これを対象となる会社としたのではないだろうか。

各報告書について検討してきたが、まだ問題点は残っている。会計士協会報告書は「適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模には関係なく、あくまで一つであるべきであるが、中小会社の特性を考慮して、その適用方法に簡便法等を認める」(以下、シングルスタンダードという)というスタンスを採っている^{vi)}のに対して、明言はされていないが中小企業庁報告書、税理士会報告書は「会社の規模等により会計基準を別個に設定する必要がある」(以下、ダブルスタンダードという)というスタンスを採っていると思われる。シングルスタンダード^{vii)}とダブルスタンダード^{viii)}を比較すると、中小会社に即したものを作成する場合、ダブルスタンダードの方が、大きな枠組みで全体を捉えるより、個々に捕らえたほうがより即したものが作成できるというのは明白であると思われる。

このように、対象となる会社は、各報告書の公表団体の思惑も絡んでいる。しかし、中小会社の会計基準を策定するにあたって、対象となる会社は非常に重要で、各報告書がここまで、違っていると混乱の大きな基になってしまうであろう。

1.5 各報告書の総論と指針の総論との比較検討

これまで、各報告書の総論を検討してきたが、この3つをうけて、統合する形で作成された指針がどのようなものかを検討してみたい。また、各報告書で検討した事項がどのように変化したかを比較検討してみたい。

指針の総論は、目的、対象、本指針に当たったの方針、の3項目から成り立つ。それぞれに検討を行ってみたい。

指針の目的は、次の4点から成り立つ。

- (1) 株式会社は、商法により、計算書類の作成が義務付けられている。
- (2) 中小企業の会計に関する指針(以下「本指針」という。)は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。
- (3) このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。とりわけ、会社法施工後における会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である。
- (4) このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。

これまでの各報告書とは大きく違う部分である(1)と(3)について検討してみたい。

まず(1)の記述は、もともと、中小企業庁報告書と会計士協会報告書に挙がっている。しかし、これらに挙げた理由は、計算書類作成の重要性の周知を図るためではないだろうか。(3)は、これまでのインターネット公告が行えるようになったことが、各報告書作成の基となっているのは確かである。しかし、これは公認会計士における企業会計原則が指針であるように、平成18年施行を目指して立法作業の行われている会社法において導入される会計参与制度における重要な指針となるように位置づけるための文言ではないだろうか。

続いて、(2)であるが、これも各報告書ではなかった記載が存在する。それは、「注記等」という用語である。これは財務諸表の開示に際して注記の重要性を述べ、かつ、極力注記記載する必要がある場合は記載しなければならないという周知を行うためのものであると思われる。

次に対象であるが、これは各報告書における対象となる会社のことである。この対象としては、対象外のものを挙げて限定を行っている。具体

的には、証券取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社、商法特例法上の大会社（みなし大会社を含む）及びその子会社以外の株式会社を対象としており、また、推奨と控えめな文言を用いているが、有限会社、合名会社及び合資会社についてもその対象としている。また、「中小企業の会計に関する指針」というもともとのタイトルもすでに、中小企業としており、推奨ではなく、実質的には適用対象とみなしていると考えられる。この考え方は、税理士会報告書における対象となる会社と同じである。しかし、平成18年施行予定の会社法では、最低資本金制度が廃止される。この対象となる会社の商法特例法規定は適用できなくなるのではないだろうか。このことは、今後、改善されなければならないであろう。

「本指針に当たっての方針」を検討してみたい。「本指針に当たっての方針」であるが、次の2点が規定されている。

(1) 会社の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。

(2) 会計情報に期待される役割として経営管理に資する意義も大きいことから、会計情報を適時・正確に作成することが重要である。

まず、(1)であるが、この部分は、会計士協会報告書に記載されていた事項である。この記載によって、中小会社においても「一般に公正妥当と認められる会計基準」の適用を促し、かつ、一定の場合と限定的であるが、簡便な方法や法人税法の規定する処理も認められたこととなった。法人税法で規定する処理の適用ができる場合は以下の条件であることとしている。

(1) 会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められるとき。

(2) 会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がないと見込まれるとき。

ここまで具体的な条件は各報告書には見られなかった。これは、中小企業において、税務処理に重点を置いている実務を考えた条件であろうと考えられる。

これまで指針を検討してみたが、対象となる会社の問題点が挙がった。それ以外のものに関してはおおむね妥当性のあるものではないだろうか。この対象となる会社に関して、FRSSEではどのように規定しているかを検討してみたい。

1.6 対象となる会社における英米基準と比較

平成18年施行予定の会社法における最低資本金制度の廃止により、対象となる会社の屋台骨がなくなるがどうするのかという問題点を先ほど挙げた。このことは、現状の資本金及び負債総額区分が用いれなくなってしまうのではないだろうかということである。ここで、資本金区分を用いていないFRSSEではどのように区分しているかを検討してみたい。

以下にFRSSEの小規模事業体区分を表にした。

表1 FRSSEの小規模事業体区分

売上高	280万ポンド（約5億円）
総資産	140万ポンド（約2億5千万円）
従業員数	50人以下

FRSSEでは、売上高280万ポンド（約5億円）以下、総資産140万ポンド（約2億5千万円）以下、従業員50人以下の3つの条件のうち、2つ以上を満たしている会社を対象会社としている。

また、アメリカにおいても、アメリカ小企業監督庁（Small Business Administration: SBA）が中小企業に融資をするにあたって、中小会社の定義を行っているのが代表的なものである。その定義によれば、「特定の事業分野における支配的地

位を占めておらず、かつ、次のような業種別の数量的基準を満足するもの

- ① 建設業：過去 3 事業年度の年平均収益が 950 万ドルを超えないこと
- ② 製造業：従業員の員数が 250 名を超えないこと
- ③ 小売・サービス業：年間収益が 200 万ドルを超えないこと
- ④ 卸売業：年間収益が 950 万ドルを超えないこと
- ⑤ 農業：過去 3 事業年度の年平均収益が 100 万ドルを超えないこと

とされている。

この分類は、我が国の中小企業基本法の区分と似ている。中小企業基本法においては、資本金額・従業員数を区分項目としてあげており、資本金項目一点での区分を行っていない。また、業種によって、分類が異なる。このことから、業種・資本金額・従業員数によって、分類していることなる。

表 2 中小企業基本法における中小企業区分

		資本金	従業員数
特定の業種	製造・建設・運輸業 (以下を除くその他の業種)	3 億円 以下	300 人 以下
	卸売業	1 億円 以下	100 人 以下
	小売業	5000 万円 以下	50 人 以下
	サービス業	5000 万円 以下	100 人 以下

(中小企業基本法第 2 条参照)

このようになっている。アメリカ、イギリスにおいては、売上高が中小企業を定義するのに大きな役割を果たしている。

2. 各報告書と指針の各論における比較検討

各報告書と指針の各論は多岐にわたっており、全てを検討することが難しいので、3 つの報告書

において、大きな違いがあるものだけをピックアップして検討してみたい。

1. 繰延資産
 2. 引当金
 3. 退職給与引当金・退職給付債務
- これら 3 点について検討してみたい。

2.1 各報告書の繰延資産

繰延資産は、商法上、創立費、開業準備費、試験研究費・開発費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金及び建設利息に限って認めている。中小企業庁報告書と税理士会報告書は、これら 7 つを繰延資産として計上できるとしているが、会計士協会報告書は、試験研究費・開発費は、研究開発費として発生時に費用処理することとしている。しかし、例外として中小企業庁報告書は、試験研究費・開発費を繰延資産に計上せず、研究開発費として費用処理することも認めている。また、会計士協会報告書は、「研究開発費は、発生時に費用処理することが望ましいが、商法施行規則(第 37 条)に従って繰延資産として貸借対照表に計上することができる^{k)}」としている。各報告書とも、そのほかにも税法上の繰延資産は長期前払費用として計上することをあげている。中小会社においてもっとも必要な情報は、債権者の立場から見れば、その債権の担保となる会社の財産状態である。

各報告書において、試験研究費・開発費の取り扱いに違いがでてくるのは、試験研究費とは、新技術・新製品の研究のために特別に行った支出であり、開発費とは、新技術・新資源・新市場・新経営組織の開発・採用等といったために特別に行った支出のことである。また、試験研究費にしても、開発費にしても、将来、それらの支出による効果を期待して行われる。しかし、開発費は、支出した期だけに効果があるのではなく、将来、その効果が現れると期待されるため、繰延処理を行うのである。しかし、確実にその効果が現れるかどうかは保証はない。また、試験研究費は、新技術・新製品の研究により、新技

術・新製品の開発ができ、それによって生じる収益に負担してもらうものであるから、通常、試験結果が明確にわかるまで繰延処理を行うのであるが、試験研究の結果が収益に必ず結びつく保証はない。

繰延資産は、本来、費用の性質を持った支出で、期間損益計算の必要上当期の費用から除外されて、経過的に資産として処理されたもので実際の資産価値はない。このことは債権者の立場からみれば、本来、支出した期だけに負担させたほうが望ましい。このことから、会計士協会報告書は、試験研究費・開発費は、研究開発費として発生時に費用処理することを基本としているのである。

つまり、会計士協会報告書は、債権者の立場からこの繰延資産を取り扱おうとしており、中小企業庁報告書・税理士基準は、経営者の立場にたって、経営者よりに取り扱おうとしていることがうかがえる。こうした立場の違いも含め、繰延資産の特に試験研究費・開発費については、考え方に一致を見せていない。

2.2 各報告書の引当金

企業会計原則注解の注解 18 に従い、各報告書ともに、将来発生する可能性の高い費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には引当金を計上しなければならないとしている。

引当金は、評価性引当金と負債性引当金の2種類がある。さらに、負債性引当金は、法的債務性のある引当金（製品保証引当金等）と法的債務性のない引当金（修繕引当金等）の2種類に分けられる。法的債務性のない引当金は商法施行規則第43条（旧商法287条ノ2）に規定されている引当金であり、利益留保性のある引当金は計上してはならないとされている。

しかし、中小企業庁報告書は、これ以外にも法的債務性があるものは引当金に計上しなければならないとしている。また、法的債務性のない

引当金についても、重要性の高いものであれば、引当金として計上することが適当であるとしている。

一方、税理士会報告書は、法的債務性のあるものにかぎり、未払費用等として貸借対照表の負債の部に計上する必要があるとし、中小企業庁報告書に関しても、同様に、法的債務性のあるものは、引当金・未払費用等として計上するとしている。

中小企業庁の場合は、法的債務性のない引当金についても、重要性の高いものであれば、引当金として計上することが適当であるとしている点が、他の報告書とは異なっている。

税理士会報告書においては、法的債務性のない引当金といった記述は存在しないが、運用指針においては、返品調整引当金等の法的債務性のない引当金を挙げてはいる。しかし、挙げられている引当金は、税法において、繰入が認められている引当金しか挙げていないため、中小会社の実務に併せて規定されたものと解釈できる。

この引当金計上に関しても、各報告書は一致を見せていない。

2.3 各報告書の退職給与引当金・退職給付債務

中小企業庁報告書、税理士会報告書は、「将来の追加拠出の可能性のある退職給付制度を採用している場合」、「追加拠出が生じない制度を採用している場合」、「退職規定がなく、退職均等の支払に関する合意も存在しない場合」の三つを挙げている。しかし、会計士協会報告書は、「退職給付に係る会計基準」及び「退職給付会計に関する実務指針」による会計処理を原則としている。しかし、従業員数300人未満の会社においては、退職給付債務の簡便的な計算方法を用いることとしている。その簡便な方法は「退職一時金制度」の場合と「企業年金制度」の場合と分かれているが、いずれも、中小企業庁報告書と税理士会報告書とは異なっている。

こうしたことから、退職給与引当金・退職給付

債務についても、各報告書は一致を見せていない。

このように、各報告書において、大きく取り扱いの違うものや見解が違うものが存在する。これを受けて、指針の検討を行ってみたい。

2.4 指針の繰延資産

指針は、繰延資産として創立費、開業費、研究費及び開発費、新株発行費等、社債発行費、社債発行差金を上げている。各報告書と違う点は、建設利息を繰延資産に含めていない点であろう。

建設利息とは、会社成立後2年以上営業すべてが開業できないと認められる場合、開業するまでの間、利益配当ができないことになる。利益配当ができないということは株主が集まらない。その開業する間までに利益がなくとも、利益配当を行うためのものが建設利息である。この建設利息は、他の繰延資産と比べると特殊である。指針の繰延資産の定義には「既に代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用を資産として繰り延べたもの」としてある。この定義によれば、繰延資産の性格と建設利息の性格は相容れないであろう。建設利息は、開業するまでの間の利益配当を行うというものを基本的性格としている。これは、次期以降に効果の発現が持続されるものでなく、利益処分を行っているに過ぎない。平成14年改正前商法において、建設利息のみ、別条項であることも、それらを示唆しているのではないだろうか。さらに、企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書にも、「特殊な繰延資産」という項目で、通常の繰延資産とは異なることを記述している。また、建設利息の発生は、通常、鉄道、発電といった事業を目的とする株式会社が行うものであり、往々にしてこれらの株式会社は、大会社となると思われる。これらのことから、建設利息を繰延資産から除外したのではなかろうか。

また、税理士会報告書においてのみ記載されている、法人税法に定められた繰延資産を長期前払費用として計上処理することが可能となっている。

続いて、処理方法であるが、原則、費用処理とし、繰延資産として計上することもできると例外規定として繰延資産の資産計上を認めている。繰延資産は、各報告書の繰延資産の部分でも述べたが、本来、費用の性質を持った支出で、期間損益計算の必要上当期の費用から除外されて、経過的に資産として処理されたもので実際の資産価値のない擬制資産である。債権者保護の観点から見れば繰延資産計上しないほうがよいが、企業はゴーイング・コンサーンを前提としているので、期間損益計算や費用収益対応の原則からいえば、計上したほうがよいであろう。

この指針の基本スタンスは、債権者保護をとっているので、原則費用処理という会計処理は、納得のいく解決策ではないだろうか。しかし、中小企業に負担がかからないように、例外規定ではあるが、繰延資産計上を認めている。

法人税法に定められた繰延資産を長期前払費用として計上処理できるのも、繰延資産を原則費用処理としながらも、繰延資産計上を認めているのは、実務対応のためと思われる。

しかし、繰延資産の取り扱いは非常に慎重に行う必要がある。その償却手続は詳細に規定されている。償却額と償却期間に関しては、商法に準じ、創立費は、会社成立後、開業費は開業後、研究費及び開発費はその支出後、それぞれ5年以内とし、新株発行費等及び社債発行費は発行後3年以内に、社債発行差金は社債償還期限内に每期均等額以上の償却をしなければならないとしている。

各報告書における繰延資産の規定の不一致は解決している。

2.5 指針の引当金

指針における引当金は、以下に挙げる4つの要件すべてに該当するものは計上しなければならない

ないとしている。

- (1) 将来の特定の費用又は損失であること
- (2) 発生が当期以前の事象に起因していること
- (3) 発生の可能性が高いこと
- (4) 金額を合理的に見積もることができること

また、別に引当金として計上してはならないものとして、「当期の負担に属する部分の金額を当期の費用又は損失として計上しなければならない」としている。

また、法的債務性のある引当金は、負債として計上しなければならないとしており、法的債務性のないものに関しても、将来の支出に備えるための引当金については、金額に重要性の高いものがあれば、負債として計上することが必要であるとしている。

指針における引当金の4つの要件は、企業会計原則注解の注解18において規定されている。また、各報告書の引当金を検討した際にも述べたが、利益留保性のある引当金計上はしてはならない。これは、商法施行規則第43条における規定の解釈である。

指針の中で、引当金の中で、唯一、計上方法を記しているものが、賞与引当金である。これは会計士協会報告書の簡便処理として挙げられていたもので、平成10年度改正前法人税法に規定されていた支給対象期間基準の算式を用い、算定した金額が合理的である限り、この金額を引当金の額とすることができるというものである。各報告書における引当金の不一致は是正されている。

2.6 指針の退職給付債務・退職給付引当金

各報告書において、退職給与引当金とされていたものが、退職給付引当金に変更されたのは、退職給付に係る会計基準が企業会計審議会によって制定されたことによる。

指針において、退職給付引当金も引当金であるが、別途、示されているのは、通常の引当金の算定方法よりも複雑であるためであると解される。

退職給付制度とは、会社の就業規則等の定めに基づいて、従業員の退職時に一時金や年金を付するものであり、その制度は多様化している。退職一時金、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金といったものが存在する。これを指針では「確定給付型退職給付制度」、「中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出年金制度（以後、中小企業退職金共済制度等という）」および「退職金規定がなく、退職金等の支払いに関する合意も存在しない場合」の3つの項目を挙げている。

なかでも、確定給付型退職給付制度の退職給付債務の会計処理方法は、原則法と簡便的方法の2つを挙げている。この原則法と簡便的方法は中小会社において、退職給付債務の算定は、非常に困難であるし、大きな負担を与える。このことから、退職給付に係る会計基準の算定方法を原則法とし、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」に示されている簡便法を簡便的方法としてあげたものであると思われる。

原則法は、「退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想残存勤務期間に基づいて割引計算した退職給付債務に、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（退職給付引当金）として計上する^{x)}」としている。しかし、これを中小会社に課すのは、非常に困難だと思われる。そこで簡便的方法を紹介している。またその説明の中に「会社が自らから計算することができる方法」としており、簡便的方法を推薦しているようにも見受けられる。それは、退職一時金制度の場合、期末自己都合要支給額をもって退職給付債務とすることができるというものである。また、「確定給付型の企業年金制度であっても、通常、支給実績として従業員が一時金を選択することが多い。この場合には、退職一時金制度と同様に退職給付債務を計算できる」としている。ただし、退職

給付に係る会計基準をみると、退職給付債務の計算は、従業員一人一人計算しなくてはならない。このことを踏まえると原則法の適用は、中小会社に過重な負担をあたえることとなるので、先ほどもいったが、簡便的方法を推薦しているのではないだろうか。

中小企業退職金共済制度等の追加負担が生じない外部拋出型制度については、その制度の要拠出額である掛け金を退職給付債務として処理することができる。ただし、確定給付型の退職一時金制度を併用している場合、それぞれ会計処理する必要があるとしている。

退職金規定がなく、退職金等の支払いに関する合意も存在しない場合には、原則として退職給付債務の計上は不要としてある。しかし、退職金の支給実績があり、将来、支給する見込みが高く、その金額が合理的に見積もることができる場合には、重要性がない場合を除き、引当金を計上する必要があるとされている。この場合、法的債務性のない引当金として処理することが妥当であるとしている。

各報告書の問題点であった退職給付債務・退職給付引当金の不一致の問題は解決されている。

これまで、指針の各論を検討したが、この指針によって、各報告書における問題点であった各報告書間の不一致が是正されている。しかし、指針の各論の繰延資産、引当金、退職給付債務・退職給付引当金の3点であるが検討したところ、当初の趣旨である中小会社に即した会計基準としてなりえているのであろうか。少なくとも3点においては、繰延資産の建設利息を除いて、ほぼ、現行制度で規定されているものである。

中小会社の場合、「経営＝所有」という図式から、利害関係者が限定される。また最低資本金制度は改正されるまで残っているが、時限立法という限定ではあるが、最低資本金0円からの会社設立もできるようになっている。これにより利害関係者はさらに限定される。このことから分かるように、中小会社においては、債権者

保護の観点から作成されなければならない。

しかし、繰延資産、引当金、退職給付債務・退職給付引当金のような繰延経理を行うものの場合、期間損益の平準化する作用をもたらす。これは会社が一定の利益に保とうとする株主保護の観点からの処理でもあると思われる。債権者保護の観点から作成するのであれば、担保ともなる財政状態に重点をおいたものであったほうがよいのではないだろうか。

このことから、先ほども述べたシングルスタンダードとダブルスタンダードの問題がここでも挙げられよう。

3. 考 察

これまで、各報告書・指針をみてきたが、そこには「対象となる会社」の範囲の問題が浮き彫りとなってきた。また、シングルスタンダードとダブルスタンダードの問題も残っている。

まずは、対象となる会社の問題について考察してみたい。先ほども述べたが、イギリス、アメリカにおいては、売上高、従業員数が中小企業の定義に大きな役割を担っている。これは、売上高、従業員数が中小企業の定義を行うにあたり有効であるという実証例ではないだろうか。わが国において、従業員数を用いて中小企業の定義を行っているのが、中小企業基本法である。先ほどあげた中小企業基本法の分類が、わが国の中小企業の定義にその役割を担ってくれるのではないだろうか。ただし、中小企業基本法における資本金による分類に関しては、最低資本金制度の廃止、有限会社制度の廃止もあり、その有効性には疑問が残る。そこで、イギリス・アメリカにおいても採用されている売上高と従業員数の分類が、わが国においても有効ではないだろうか。また、「中小会社の会計と開示—アンケート調査の分析結果—」という論文^{x1)}において、中小会社の属性についてアンケート調査を行っているが、「中小会社の売上高と年齢（著者注：企業年数）に応じて特定の会計基準を適用す

る制度」が望ましいという結果が出ている。このことを踏まえると、売上高も分類方法において有効な手段だと考えられる。

売上高、従業員数を分類方法にしたとして、IT関連会社やベンチャービジネスの場合、従業員数は少ないが売上高が多いといったことがあるため、分類する具体的な数値も問題であろう。ですから、業種といった分類方法を加え、より詳細に中小企業を分類する必要があるのではないだろうか。つまり、業種・売上高・従業員数を分類方法とするのがよいのではないだろうか。先ほどあげた、中小企業と大企業を分類するための売上高の金額と従業員数に関しては、中小企業庁が発行している中小企業白書や経済産業省発行の「工業統計表」・「商業統計表」等を勘案しながら今後の検討課題とする。

また、株式を公開していない会社のように利害関係者が限定されている状況でなければ、証券取引法の適用を受けるため、株式を公開していない会社であるという限定条件を附する必要がある。

つづいて、シングルスタンダードとダブルスタンダードの問題であるが、この問題でまず注目したいのは、中小企業における会計情報提供の目的である。中小会社のほとんどが株式を公開していない。このことから先にも挙げたが中小会社は「経営＝所有」という式がなりたつこととなる。これは、中小会社における外部情報提供としての会計の目的が、「債権者の保護」に限定されているといってもよいであろう。しかし、先ほども述べたが、現行制度は大会社を前提としている。また、現行制度は、「投資家(株主)の保護」を主とし、損益計算に重点を置いている。このことは、中小会社の会計情報提供の目的である「債権者の保護」という観点からみれば重要でない部分も現行制度において含まれているといえるであろう。真に中小会社に即した形となる債権者の保護の観点に重点を置いた会計基準の構築が必要ではないだろうか。

「企業会計原則」は、昭和24年設定時の前文に

おいても明らかなように、大企業を前提とした会計制度の改善統一を指向して作成されたものである。またそれは、公認会計士の監査の際の基準としての性格を持っている。この「企業会計原則」を基に中小企業会計基準を策定しても、真に中小会社に即した基準となりうるのであろうか。

基本的に中小会社においては身内(親族、知人、友人、よくてメインバンクとしている銀行)から資金調達を行っているため、外部に対する情報提供を行う必要性があまりなく、外部に対する情報提供を行うという認識をあまり持っていないということにある。また、外部に情報提供を行う必要性があまりなかったために、中小会社の会計実務は一般的に税務のみを念頭に置いて行われてきた。

中小会社は、ある程度の規模にならないと、内部提供会計情報と外部提供会計情報の区別がつかない。所有者は外部の者でなく、資金提供を受ける銀行と所有者は多くの場合、密接な関係をもつ。その他には税務署及び税務会計処理を依頼する税理士しか、その会計情報を知り得ない。つまり、内部提供会計情報と外部提供会計情報を区別する意味も必要性もないのである。このことを勘案し、新たに中小企業を主体とした会計基準を模索する必要があるのではないだろうか。

現行では、指針はシングルスタンダードの立場にとっているが、真に中小会社に即した会計基準を作成するのであれば、ダブルスタンダードの形をとって、会計基準の作成を行ったほうがよいのではないだろうか。

おわりに

中小会社の会計基準を、真に中小会社に即した形にするのであれば、ダブルスタンダードのスタンスをとって会計基準を構築していくことが、有用なのではないだろうか。

先ほど、内部提供会計情報と外部提供会計情

報という文言を用いたが、内部提供会計情報を構築するには管理会計を、外部提供会計情報を構築するには財務会計を通常用いる。そこで、中小会社の会計基準としては、管理会計と財務会計の枠組みを取り払い、管理会計と財務会計を融合させた会計基準を作成するのはどうだろうかという提案をしたい。管理会計には、計画会計と統制会計、意思決定会計と業績管理会計という分け方がある。中小会社の財務会計に管理会計的要素を盛り込むことにより、通常、内部提供、外部提供と区別している会計情報を一元的に把握し、中小会社にとってのより有用な会計システムを構築できるようになると考えるのである。このような会計システムを設けることができれば、一つの会計情報が対外的にも、また、経営目的にも使えるのである。

今後、財務会計と管理会計をベースにした、新しい会計システムを模索していきたいと思っている。

- i) 資本金5億円以上又は負債合計額200億円以上の会社を大会社、資本金1億円以下の会社が小会社と規定されている。また、大会社と小会社の間には挟まれる資本金1億円超5億円未満の会社が中会社と考えられる。
- ii) 国税庁ホームページ：統計情報：平成15年度直接税（会社標本調査結果）より
- iii) 堂野崎 融「中小会社の外部会計情報提供について」、呉大学社会情報学部紀要、2003
- iv) 中小企業庁『中小企業の会計に関する研究会報告書』平成14年6月P.70
中小企業庁ホームページ参照：<http://www.chusho.meti.go.jp/>
- v) 中小会社で会計監査適用外であっても、定款によって監査を定め、大会社の規定を適用されている会社をみなし大会社という
- vi) 「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」の「本研究報告の基本的な考え方」に明記されている。
- vii) これは「普遍性概念」ともいう
- viii) これは「基本的スケジュール論」ともいう

- ix) 会計制度委員会研究報告第8号 中小会社の会計のあり方に関する研究報告(抜粋)JICPA ジャーナル資料 2003/7
- x) 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会「中小会社の会計に関する指針」P.27
- xi) 鈴木一水・須田一幸稿「中小会社の会計と開示－アンケート調査の分析結果－」, 会計 pp238-pp253

【参考文献及び資料】

- ・ 武田隆二著、2000、『中小会社の計算公開と監査』、清文社
- ・ 中小企業庁、2002、『中小企業の会計に関する研究会報告書』、中小企業庁ホームページ参照：<http://www.chusho.meti.go.jp/>
- ・ 日本税理士会連合会編集、2003、『中小会社会計基準要覧』、六法出版社
- ・ 会計制度委員会研究報告第8号 2003『中小会社の会計のあり方に関する研究報告(抜粋)』JICPA ジャーナル 資料 第一法規
- ・ 中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会、2005、「中小企業の会計に関する指針」、日本商工会議所参照：<http://www.jcci.or.jp/>
- ・ 経済安定本部企業会計制度対策調査会、1949、「企業会計制度の改革」、会計、56巻1号、pp.93-pp.102
- ・ 経済安定本部企業会計制度対策調査会、1949、「企業会計原則－損益計算書原則と剰余金原則－」、会計、56巻7号、pp.733-pp.768
- ・ 新井清光著、1998、『現代会計学〔第四版〕』、中央経済社
- ・ 新井清光編著、1988、『企業会計原則の形成と展開』、中央経済社
- ・ 新井益太郎著、1999、『会計士監査制度史序説』、中央経済社
- ・ 稲葉威雄・大塚三郎・河本一郎・窪内義正・竹内昭夫・竹中正明・村山徳五郎・山本貢・末永敏和上村達男著、1984、『別冊商事法務 No.75、大小会社区分立法等の論点』、商事法務研究会
- ・ 稲葉威雄著、1984、『別冊商事法務 No.73 大小会社

- 区分立法に関する諸問題』, 商事法務研究会
- ・河合信雄・寺島平編著, 1983, 『戦後企業会計制度の展開』, 法律文化社
 - ・木内宜彦・丸山秀平著, 1987, 『会社法改正と中小企業』, 三嶺書房
 - ・久保田秀樹著, 2000, 『日本型会計成立史』, 税務経理協会
 - ・茂腹敏明著, 2001, 『未公開会社の会計ビックバン』, 清文社
 - ・中小企業庁編, 1999, 『中小企業政策の新たな展開』, 同友館
 - ・中小企業庁編, 2000, 『新中小企業基本法』, 同友館
 - ・広瀬善州著, 1995, 『会計基準論』, 中央経済社
 - ・法務省民事局参事官室編, 1985, 『別冊商事法務 No.77 大小会社区分立法等の問題点 各界意見の分析』, 商事法務研究会
 - ・日本会計研究学会課題研究委員会, 2003, 『中小会社会計基準に関する基本研究—特に、英国の小会社会計基準 (FRSSE) を巡って—
 - ・松尾聿正稿, 2001, 「会計の機能とディスクロージャー」, 関西大学商学論集, 第 46 巻第 4 号, p87-p117
 - ・武田昌輔, 1988, 「引当金の本質」, 企業会計第 40 巻 7 号, pp928-pp.933
 - ・細田末吉, 1988, 「退職給与引当金の本質と設定基準の再検討」, 企業会計, 第 40 巻 7 号 pp.941-pp.949